

朝 日 町 長 鈴 木 浩 幸 殿
朝 日 町 議 会 議 長 阿 部 為 吉 殿
朝 日 町 教 育 委 員 会 教 育 長 小 林 道 和 殿
朝 日 町 農 業 委 員 会 会 長 鈴 木 好 一 殿
朝 日 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 白 田 和 好 殿

朝日町代表監査委員 阿 部 憲 明



定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

1. 監査の実施期間

- 10月15日（火）議会事務局
- 10月17日（木）教育文化課
- 10月18日（金）農林振興課、農業委員会
- 10月21日（月）総務課、税務町民課
- 10月23日（水）健康福祉課（特別会計を含む）
- 10月24日（木）政策推進課（現場調査を含む）
- 10月28日（月）建設水道課（特別会計、企業会計を含む）
- 10月29日（火）町立病院（現場調査を含む）、出納室
- 11月7日（木）総合産業課（現場調査を含む）

2. 監査の執行者

朝日町監査委員 阿部憲明
朝日町鑑査委員 細谷秀明

3. 監査の対象

令和元年度各課所管事務事業

- (1) 令和元年9月末日現在における予算執行状況について

(2) 事務事業の管理運営について

(3) 契約状況について

(4) 補助金について

(5) その他

4. 監査の方法

令和元年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

5. 監査の結果

監査の結果、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和2年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、別紙「令和元年度定例監査所見」について留意されたい。

(別紙)

令和元年度定例監査所見

1. 危機管理について

(1) 災害対応について

台風 19 号にかかる防災、減災対策として避難勧告、避難所設置など種々の取り組みを実施した。これらから多くの教訓を得ることができたので、検証し災害に強いまちづくりにさらに万全を期して欲しい。

①地域タイムラインの作成等について

○災害対応を円滑に実施するうえで、町のタイムライン（防災行動計画）が有効に機能したことが立証された。地域を守るためには、自分の住んでいるエリアのリスクを知ることと避難時のイメージを持つことが大切である。

○町では防災マップ（ハザードマップ）を改定公表し全戸配布しているが、地域や町民がいかに活用しているかの検証が課題であると思料される。防災マップを見る、そして理解する取り組みを強化するとともに、地域においてもタイムラインを作成し訓練することを推進されたい。

○土砂災害防止法により避難確保計画を作成しなければならない施設として、町地域防災計画において 2 施設を指定している。うち 1 施設が未作成であることから早期の作成を指導されたい。

②適確な情報収集について

○災害時には正確な情報を適宜、適確に収集し、そして瞬時の判断が要請される。今般、上郷ダムの放流について町役場に情報として上がらなかったことが発現した。関係機関において改めて通告のルールについて確認するなど再検討されたい。

○国交省の河川防災情報（河川水位）が災害時にアクセス集中により情報収集不能の事態が生じた。人命等にかかる緊急情報であることから一般回線とは独立した専用線の設置など、情報共有の強化について検討されたい。また、パトロールにおける 2 次災害防止を図るためにも、ドローンなど遠隔監視の活用についても検討されたい。

③河川等の早期改修について

○河川が増水し避難勧告や道路に溢水し通行止めの措置を講じた。危険箇所を点検し、必要な工事（町道雪谷線、送橋川など）の早期整備を促進されたい。

(2) 内部統制について

①税の賦課徴収について

○固定資産税について誤って賦課徴収した。平成 29 年度の介護保険料に続いての事案であり、極めて遺憾である。個別事案毎についての対処では、これ

からも発生することが懸念される。

○制度改正に際し、行政が執った具体的な対応について記録（カルテの作成）するなど、時点での処方について瑕疵がなかったか、また現行の事務処理について適正かどうかなど検証可能な仕組みを構築されたい。

②適正な契約等事務処理について

○行政の事務処理に当たっては、公平性、効率性ととも適正性が強く求められる。とりわけ公金を扱う事務については財務規則等を定め詳細に規定している。しかしながら委託等の発注業務における仕様書の作成、委託金額や設計金額等の積算、補助金等の支出における対象経費の明確化などについて改善を要する事項が見られた。早急に検討し、必要な措置を講じられたい。

③リスク対応について

○行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制の整備、運用が求められる。このため、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備を内容とする地方自治法が改正され、令和2年4月1日施行となっている。なお県、指定都市以外の自治体については努力義務とされた。

○法改正の趣旨を踏まえつつも内部統制への過大な期待により、コストと効果が見合わない過度な内部統制体制の整備につながらないようにすべきと考える。

各部署で過去の事例等からリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクについては、当該部署だけでなく全庁、全職員が共有しうるよう、リスクの特定、対応策の整備、予防や抑制活動の展開について学習する機会について検討されたい。

2. 効果的な行政執行について

(1) 施策の検証について

①効果の検証システムについて

○経常収支比率が悪化し加えて大規模改修工事が続くことから、持続可能な財政運営に細心の注意を払う必要がある。中期財政計画を公表し、事業や施策の選択と集中について町民の理解を得ながら進めることが重要である。

○政策目標の実現のため施策の体系化（見える化）を図ることにより、効果検証やスクラップ&ビルド、課題の明確化が容易になる。新規就農対策での試みは、その有効性を実証するものであり、リンゴ産地振興計画の策定へと発展した好事例である。

行財政改革審議会での検証や予算編成に活用されることを期待する。

②まちづくりの共有について

○町民が町を語れることが誇りと自信を醸成することとなるなど定住の源泉である。また町民と行政が同じまちづくりの目標を共有できることが協働の基軸である。

○第 6 次朝日町総合発展計画の策定にあたり、町民ワークショップを開催するなど協働のまちづくりの土台づくりに意を用いた。一方、町が目指す将来像については計画の目標や理念として描かれているものの、町民が具体的にイメージできないとの声も聞かれる。計画の着実な推進を図るためにも、町内外に発信し得る引力の原動力となる町民の視点に立った町の姿についての構築を期待したい。

(2) 社会資本の整備について

①公共事業について

○橋梁については老朽化点検結果に基づき計画的に修繕を実施している。ちなみに町管理橋梁 59 橋のうち緊急措置段階は解消されたものの早期措置段階の 9 橋が手つかずの状態にある。早期改修に取り組みたい。

道路については、災害危険度、通学路やう回路の有無などについて点数化し、整備における優先順位付けを行っている。

○こうした取り組みは事業実施の透明性を高め、説明責任を果たすうえでも有効な事例である。他の事業においても参考し、事業の性格に配慮した具体的な取り組みを検討されたい。

②空き家対策について

○住宅政策が町営住宅の整備から持ち家支援・民間活用そして空き家など町内に賦存する資源の活用へと転換してきていることを評価したい。

○空き家バンクを設置するとともにリフォームに対する支援など種々の措置を講じている。一定の成果がみられるものの、今後さらに空き家が増大していくことが予測される中、一層の有効活用を図る必要がある。

○空き家を求めようとする場合、自分の生活スタイルに合致するようにリフォームやリノベーションが可能かどうかを決め手になる。改築イメージや費用にかかる提示、相談など空き家の市場性を高めるための取り組みが課題である。

3. 町民総活躍社会の形成について

(1) 町民活動支援について

町が発展する源は町民の力であり、第 6 次朝日町総合発展計画の基本目標である「チャレンジ・つながり・希望」の実現にはほかならない。子どもたちの町への関心の高まりや町民の起業が見られ心強い。真の協働のまちづくりを目指す上で、町民活動をバックアップする施策の充実が求められる。

①各種委員の報酬等について

○町政の円滑な執行に資するため審議会や委員会などを各分野に設置している。委員は建設的な提言活動のほか自発的かつ自立的な活動の展開が見られる。また、民生児童委員などの献身的な活動に行政は多くを依存している。

○行政が複雑多様化してきており、委員等の活動に要する物心両面にわたる

負担は増大している。活動に見合った報酬等の在り方について、議会を含む多様な場での議論を期待する。

②指定管理者制度について

○多くの施設において指定管理者制度を導入している。指定管理者の指定に係る議案の提出の多くは3月議会になっている。継続指定はともかく新規にあっては基本協定締結までの時間が担保されず、民間の創意工夫の発揮が懸念される。指定から協定締結までの十分な協議の確保に留意されたい。

(2) 職場環境について

①働き方改革の推進について

○職員が意欲、能力を存分に発揮し得る職場環境の整備が良い仕事の必要条件であり、町民の負託に応えられる方途である。大係制の導入や職員の意識改革など全庁あげて働き方改革に取り組み、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得等で改善が見られる。一方、部署や人によりバラツキが大きい。

○改革の実効を確かなものとしていくためにも、業務の見直しなど抜本的な改革に取り組むほか、代休の取得が滞っているケースも見られることから振替休日の推進や代休にかかる運用要領の設定について検討されたい。

②人事配置について

○若い職員が多く人事構造に適正を欠く状況にある。若手職員の育成に向けて研修は極めて重要であり、中でもOJTは基本である。年齢、経験年数、当該業務従事年数を加味しながら若手職員の育成を担うべき職員の配置に意を用いる必要がある。

○技術職等の専門的な知識を有する職員の採用、配置が困難になってきており、災害等の有事の際に業務に支障を来すことが懸念される。こうした事態に対応できるよう広域的な確保、退職職員の登録制など新たなシステムの構築について研究されたい。

4. 安定した公営企業について

(1) 病院事業について

○国が再編統合の対象施設を公表し、町立病院も含まれたことから町民の不安の声も聞かれる。一方、病床の削減、地域包括ケア病床の新設など改革プランの着実な推進を図った結果、その効果が病院経営にも発現してきている。

○県地域医療調整会議での議論や町民ニーズを適格に把握し、継続、安定した町民に信頼される病院を目指し、令和3年度からの次期改革プランへの移行に向けた調査研究に万全を期されたい。

(2) 水道事業

○町の水道は、利用料金が県の中位にあるなど、町民に質的量的にも安定的に供給している。引き続き戦略プランの着実な推進を図り、施設の計画的な整

備と現行価格の維持等により町民の期待に添えて欲しい。

○町の人口減、少子高齢化の進行は水道利用人口と水道使用量の加速度的な減少が予測され、使用料の減収による収益の悪化が懸念される。

経営状況について予断を持たず、これまで以上の緊張感をもって注視しながら経営にあたられたい。